

3人以上お子さまがいる方かつ、大学生年代のお子さまが
いる方は、手続きが必要な場合があります。
必ず裏面をご確認ください！！

現在児童手当を受給中の方向け

児童手当制度が変わります

令和6年12月支給分から、児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。

1. 児童手当の支給対象年齢が、18歳年度末までに拡充します
2. 所得制限が撤廃され、所得に関わらず手当が支給できます
3. 第3子以降の手当額が30,000円に増額されます
4. 多子加算のカウント対象が22歳年度末までに拡充します
5. 支払回数が年3回から年6回になります

◆制度改正（拡充）の内容

	改正前（令和6年10月支給分まで）	改正後（令和6年12月支給分から）
支給対象	中学生 （15歳の年度末）までの児童	高校生年代 （18歳の年度末）までの児童
所得制限	あり	なし ※所得制限は廃止されます
手当月額	・3歳未満：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1,2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：10,000円 ・所得制限以上（特例給付） ：一律5,000円	・3歳未満 第1,2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～18歳の年度末まで 第1,2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子の算定	18歳の年度末までの児童	22歳の年度末までのお子様
支給月	年3回（2,6,10月）	年6回（偶数月）

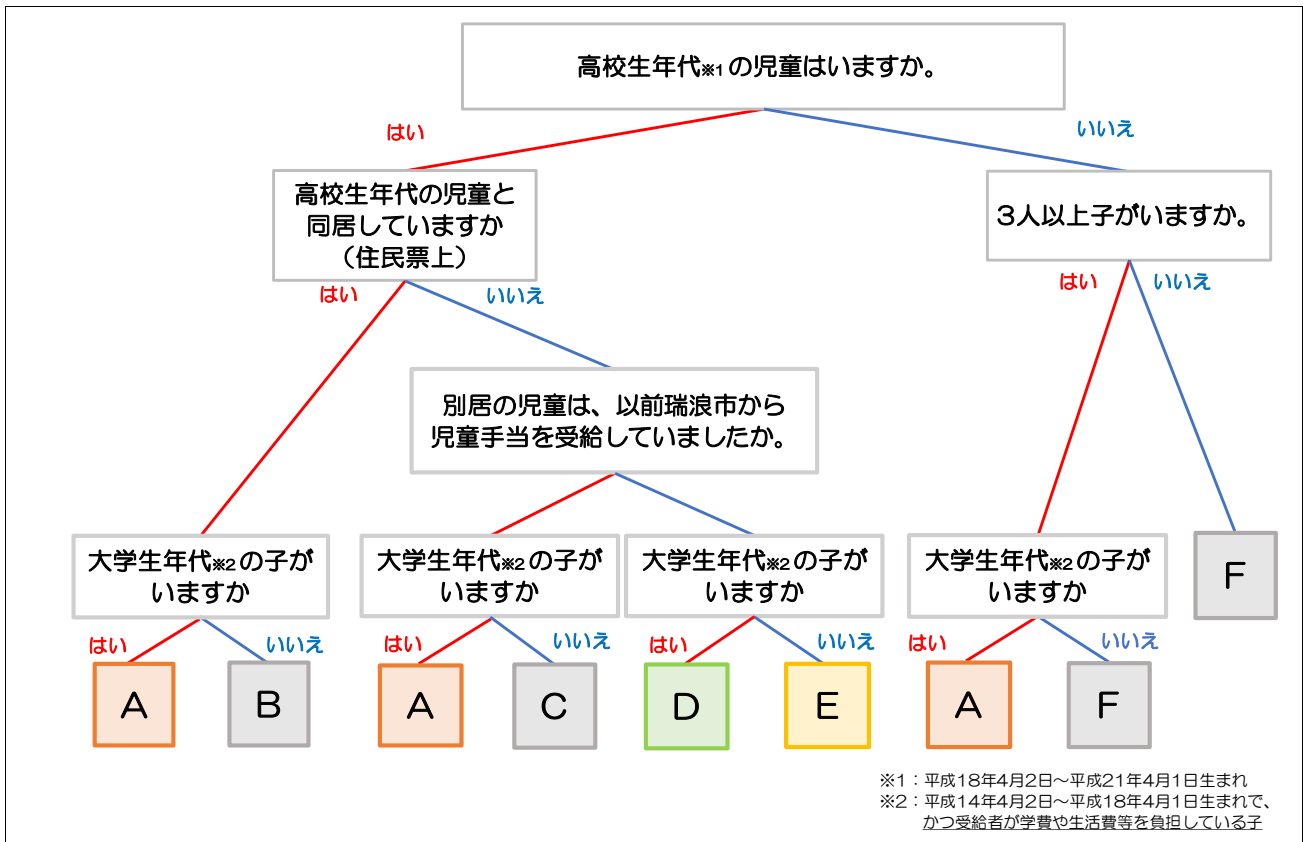
◆支給スケジュール

支給月	R6.10月	R6.12月	R7.2月	R7.4月	R7.6月	R7.8月
支給対象の手当	6～9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	4・5月分	6・7月分

- ・瑞浪市では、原則偶数月の15日に支給します。
15日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。
- ・制度改正に伴い、年3回の定期支払時に送付しておりました支払通知ハガキを廃止いたします。
通帳の記帳などにより振入をご確認ください。

児童手当を受給するために、手続きが必要な方がいます。

◆制度改正に伴う手続きの早見表



◆申請書類

A に該当する方

- ① 監護相当・生活費負担についての確認書

B・C に該当する方

手続きは**不要**です。
自動的に増額となります。

D に該当する方 ※こども家庭課へご連絡ください

- ① 額改定認定請求書
- ② 別居監護申立書
- ③ 監護相当・生活費負担についての確認書

E に該当する方 ※こども家庭課へご連絡ください

- ① 額改定認定請求書
- ② 別居監護申立書

F に該当する方

手続きは**不要**です。
特例給付を受給中または3人以上子がいる場合は、自動的に増額となります。

◆申請期限 ※郵送での申請にご協力ください。

令和6年10月31日(木)